



注文衣料

《適用対象》

- ・生地を販売した事業者が、当該生地を購入した者又は贈られた者の委託により縫製した衣料。
- ・縫製のみ委託を受けた事業者が縫製した衣料は対象外。
- ・日常生活用として使用される衣料のうち、以下に掲げるもの。
 - (1) 紳士服（上衣、チョッキ、ズボン、コート類）
 - (2) ワイシャツ
 - (3) 婦人服（ワンピース、上衣、ベスト、ブラウス、スカート、スラックス、パンツロン、コート類）
 - (4) 学生服（上衣、ワンピース、ワイシャツ、ブラウス、ベスト、ズボン、スカート、コート類）
- ・業務用の衣料や特殊な用途に用いる衣料は対象外。

《表示すべき事項》

繊維の組成(混用率を含む。)

- ・繊維の組成（混用率を含む。）とは、表生地及び裏生地を組成し、編成し、又は構成している糸を組成する繊維。
- ・繊維製品品質表示規程に定める指定用語（29ページの「繊維の名称を示す用語」を参照）及び表示方法により表示。

取扱方法

- ・日本工業規格 L 0001 に定める表示記号及び表示方法（30～33ページの「家庭洗濯等取扱方法」を参照）を用いて表示。
- ・注文衣料に付着しているボタン、アクセサリその他これに類するものの取扱方法が本体の取扱方法と異なるときは、その取扱方法も併せて表示。

事業者の氏名／名称

- ・表示義務者は消費者より直接注文を受けた事業者。当該事業者の氏名又は名称を表示。
- ・百貨店又はスーパーのテナント内にテナント出店している事業者が自己の名において消費者より直接注文を受けた場合は、その事業者が表示義務者。
- ・商号がある場合は商号、ない場合は法人名、個人名又は屋号を表示（ただし、屋号を表示してよいのは個人事業者に限る。）。
- ・法人の種類を表わす文字（「株式会社」、「有限会社」等）は、これを省いても誤解を生ずるおそれのないときは省略することができる。

《表示の方法》

- ・ 各衣料の見やすい箇所に見やすく容易に剥がれない方法で一箇所に表示。
- ・ スーツ又は学生服などの上下揃いの注文衣料については、事業者の氏名又は名称を上下いずれか一品に表示することができる。
- ・ 使用する生地の種類又はデザインにより一箇所に表示が困難な場合は、表示すべき事項をそれぞれ分離して表示することができる。
- ・ 使用生地の種類又はデザインにより本体への取付表示が不可能な場合は、カードにより表示することができる。
- ・ 本体の取扱方法とアクセサリ等の方法が異なるために一箇所表示が困難な場合は、アクセサリ等の取扱方法のみをカードにより表示することができる。

(表示例)

